

事務連絡  
平成22年 4月26日

障害福祉課長 殿

児童青年家庭課長

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について及び  
遊具に起因する重大事故等の情報提供並びに遊具の安全確保対策について

のことについて、厚生労働省より別添のとおり事務連絡がありましたので、  
貴所管の関係施設等に周知願います。

なお、市町村には通知済みであることを申し添えます。

事務担当：管理係  
電話：076-444-3207  
FAX：076-444-3493

事務連絡  
平成22年4月26日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 民生主管部（局）担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

平成22年4月17日に近隣公園に設置されていた遊具（展望台）において、10歳男児が、施設の最上部の部屋の落下防止柵を越えて屋根に上った際に転落し、頭部前右部、両腕を骨折する事故が発生しました。

これについては、別紙のとおり、国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課課長補佐より、各都道府県及び政令指定都市都市公園管理担当課長に対し、「公園施設の安全管理の強化について」が通知され、類似事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課におかれでは、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市町村に対して指導方お願いいたします。

【別紙】

事務連絡  
平成22年4月23日

各都道府県及び政令指定都市  
都市公園管理担当課長様

国土交通省 都市・地域整備局  
公園緑地・景観課 課長補佐

公園施設の安全管理の強化について

平成22年4月17日に、近隣公園に設置されていた遊具（展望台）において、10歳男児が、施設の最上部の部屋の落下防止柵を越えて屋根に上った際に転落し、頭部前右部、両腕を骨折する事故が発生したので、別添の通りお知らせする。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」では、「4－1（4）遊具の構造」において、落下対策として「落下防止柵の高さは、子どもの体格に応じて不注意に転落することのない高さとするとともに、上に立ち上がる、座る、登る、くぐり抜けたりすることができないようにする」とこととしている。

都市公園の安全管理にあたっては、平成20年8月に、遊具の老朽化対策及び点検体制の強化を図る観点から「指針」の改定を行い、公園管理者に通知したところである。貴職におかれでは、「指針」の内容を踏まえ、今後も日常点検等の確実な実施による公園施設の安全対策に万全を期し、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村に周知徹底されたい。

別添

【事故の概要】

■発生日時 平成22年4月17日（土）

■発生場所 人口10万人以上20万人未満の都市

■発生公園 近隣公園

■状況

- 平成22年4月17日に、近隣公園に設置されていた遊具（展望台）において、10歳男児が、施設の最上部の部屋の落下防止柵を越えて屋根に上った際に転落し、頭部前右部、両腕を骨折する怪我を負った。
- 高さ160cmの落下防止柵については、床面から90cm、120cmの箇所にも足がかけられる構造となっている。
- 最上部の部屋には「きけん、外へ出でるな」の注意書きが表示されている。

・事故関連写真等



事務連絡

平成22年4月28日

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right\}$  民生主管部（局）担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

遊具に起因する重大事故等の情報提供並びに遊具の安全確保対策について

平素より、児童福祉行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

標記について、別添のとおり、消費者庁消費者安全課より、各都道府県及び政令指定都市消費者行政担当課に対し、「遊具に起因する重大事故等の情報提供並びに遊具の安全確保対策について」が通知され、昨年9月以降に消費者庁に通知された10件の重大事故等の事故原因調査の概要と遊具の日常点検における重点点検項目（例）及び遊具の補修事例についての情報提供が行われたのでお知らせいたします。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課におかれでは、上記内容についても参考とされるよう、管内の児童福祉施設等及び市町村に対して周知をお願いいたします。

【別添】

事務連絡  
平成22年4月27日

各都道府県及び政令指定都市消費者行政担当課殿

消費者庁消費者安全課

遊具に起因する重大事故等の情報提供並びに遊具の安全確保対策について

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

さて、昨年9月以降、消費者安全法に基づき、遊具に起因する事故として10件の重大事故等が通知されており、消費者庁においては、関係機関等と連携を図り、事故原因調査を実施いたしました。その概要は別紙1のとおりです。

また、消費者庁に通知された遊具に起因する重大事故等の内容、事故原因調査結果等をふまえ、事故発生頻度の高い遊具について、事故発生防止の観点から、重点的な点検が望ましい項目を整理するとともに、遊具の日常点検の結果、補修を要する破損等を発見した場合の暫定的な補修事例について収集・整理いたしました。それらについては別紙2のとおりです。

遊具の利用者、管理者等の注意の喚起のためお知らせするとともに、担当部署にも情報提供いただきますようお願い申し上げます。

また、都道府県消費者行政担当課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知して頂きますようお願い申し上げます。

なお、本件については、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省にも情報提供させていただいておりますことを参考までに申し添えます。

【問合せ先】

消費者庁 消費者安全課

柳澤、岩井

電話：03-3507-9201

FAX：03-3507-9290

## ブランコ



## ○事故概要

ブランコから児童(7歳)が飛び降りた際、座板部ボルトに服が引っ掛けられ転倒、左腕骨折

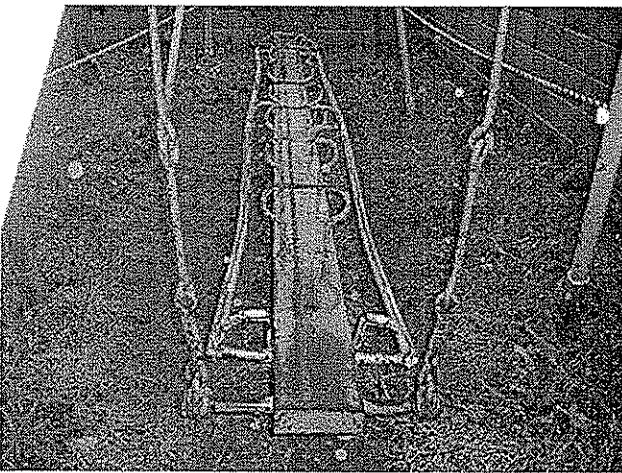
## ○事故原因

ブランコ座板の吊り下げ金具のボルトが突出していた

## ○対応策

突出がないボルト形状のブランコ座板に交換

## 遊動ブランコ



## ○事故概要

5,6名(推定)の子どもが乗ったブランコを児童(10歳)が押した際に転倒、戻ってきたブランコが児童に直撃し大腿部骨折

## ○事故原因

揺動体の重量が重く、児童が揺れを容易に制御困難

## ○対応策

遊動ブランコは「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008」では十分な点検と管理監督がないところで設置するにはふさわしくない遊具として位置づけられており、撤去

## 複合遊具



### ○事故概要

児童（4歳）が通路部で飛跳ねバランスを崩し、通路手摺柵の隙間（高さ1.9m）から砂地へ落下、頭蓋骨骨折

### ○事故原因

通路手摺柵の隙間(48cm)及び動線の交錯

### ○対応策

全校生徒8人のため、暫定措置として施設管理者により遊具使用時の監視体制強化。  
万が一落下した場合の対策として砂地部分の改良

## シーソー

### ○事故概要

シーソーの片側で児童が飛び降りた際に、反対側の児童（7歳）が地面接地時の衝撃で背骨圧迫骨折

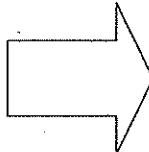
### ○事故原因

シーソー両端部の接地面における衝撃吸収性能不足

### ○対応策

施設管理者がシーソー両端接地部にタイヤを埋め込み、衝撃緩和措置を実施

## ローラー滑り台



### ○事故概要

ローラー滑り台を滑りおりた際、滑り台の終点付近でローラーが回らず急ブレーキがかかった状態で前のめりになって顔面から転落し、中心性脊髄損傷

### ○事故原因

滑り台のローラーが回転しない箇所における回転軸受け部の潤滑不良

### ○対応策

ローラー滑り台の設置場所は斜面地で周囲に安全領域が確保できていないことから、撤去

## 遊具の日常点検における重点点検項目（例）及び 遊具の補修事例について

遊具の安全確保においては、各管理者が定める点検項目に基づき、目視、触診、聴診等により、日常点検を行うことが前提であるところ、昨年9月以降、消費者庁に通知された遊具に関する事故のうち報告件数の多い「ブランコ等揺動系遊具」及び「複合系遊具」に関して、磨耗しやすい箇所、破損すると重大事故に陥りやすい箇所等を中心に、事故発生防止の観点から、重点的な点検が望ましい項目を以下の通り例示しています。

また、下記に示す点検の結果、補修の必要な場合を勘案し、補修事例を例示しています。ただし、個々の遊具によって、形状、材質等が異なることから、事故発生防止のためには、個々の遊具の特性に応じ点検及び補修を行うことに留意してください。

### 記

#### 1. 遊具の日常点検における重点点検項目（例）

##### 【揺動系遊具】

部位	点検内容
①支柱部	部材に亀裂、劣化はないか
②着座部	着座側金具は磨耗していないか
③揺動部	吊り金具、シャックル、フックは破損、磨耗していないか チェーンは磨耗していないか チェーンは変形やねじれがないか
その他 (設計上の留意点も含む)	ボルトナット類等の不要な突起がないか 遊動木、箱型ブランコ、回旋塔は、重量や接地面からのクリアランスを十分検討するとともに、定員制限を含め、十分な点検、管理監督の下に限定した運用が必要

##### 【複合系遊具】

部位	点検内容
①落下防止	落下防止柵などにガタツキや変形はないか、落下防止柵は設置されているか、硬い接地面になっていないか、接地面に異物がないか
②基礎部	設置面へ基礎が露出していないか
③支柱部	部材に亀裂、劣化はないか
④滑降部 (すべり台)	破損や変形、金具の浮き等はないか、腐食等によりローラ部が回転するのに障害はないか
⑤揺動部	破損や磨耗等はないか
その他 (設計上の留意点も含む)	利用動線の交錯が見られる場合には改善策を検討 遊具利用毎の行動空間を配慮した安全領域を検討 高所からの落下に備え、その途中での引っかかりの有無の確認及び地面の衝撃緩和吸収材の使用について検討

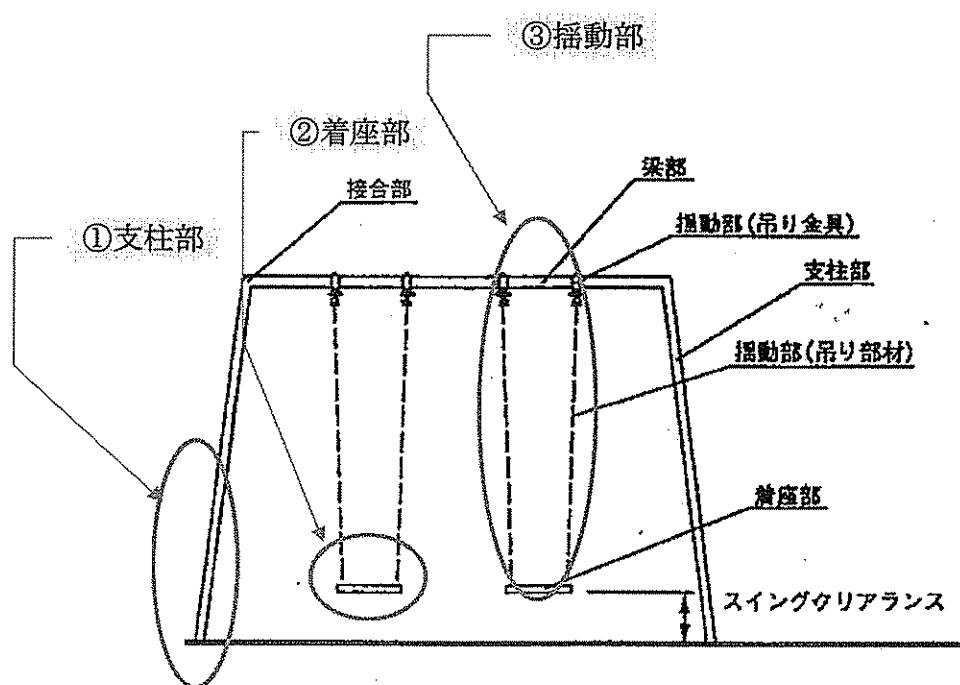
##### (参考文献)

- 遊具の日常点検マニュアル～JPFA-S:2008 対応～（社団法人日本公園施設業協会 2008）

(補足)

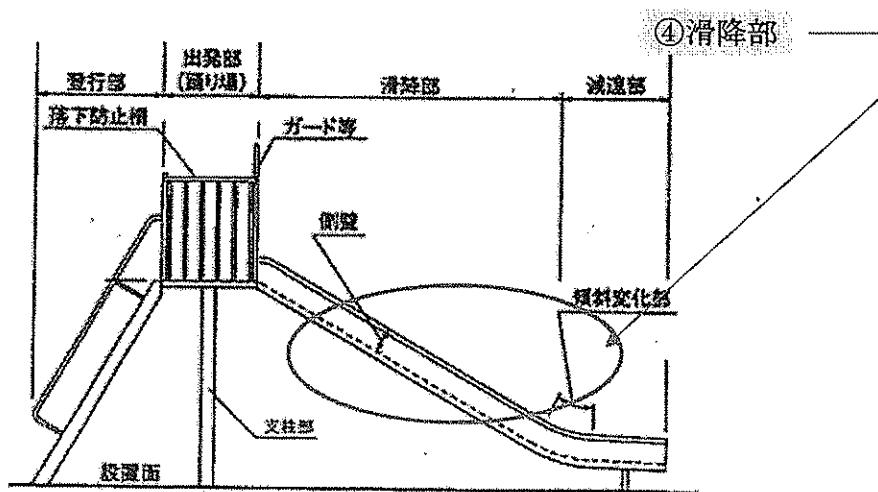
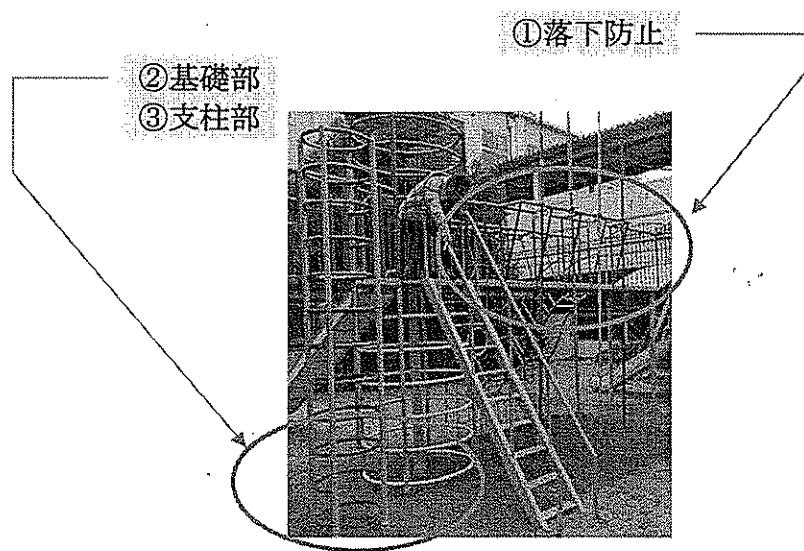
【揺動系遊具】

部位	点検内容
①支柱部	部材に亀裂、劣化はないか
②着座部	着座側金具は磨耗していないか
③揺動部	吊り金具、シャックル、フックは破損、磨耗していないか チェーンは磨耗していないか チェーンは変形やねじれがないか
その他 (設計上の留意点も含む)	ボルトナット類等の不要な突起がないか 遊動木、箱型プランコ、回旋塔は、重量や接地面からのクリアランスを十分検討するとともに、定員制限を含め、十分な点検、管理監督の下に限定した運用が必要



## 【複合系遊具】

部位	点検内容
①落下防止	落下防止柵などにガタツキや変形はないか、落下防止柵は設置されているか、硬い接地面になっていないか、接地面に異物がないか
②基礎部	設置面へ基礎が露出していないか
③支柱部	部材に亀裂、劣化はないか
④滑降部 (すべり台)	破損や変形、金具の浮き等はないか、腐食等によりローラ部が回転するのに障害はないか
⑤揺動部	破損や磨耗等はないか
その他 (設計上の留意点も含む)	利用動線の交錯が見られる場合には改善策を検討 遊具利用毎の行動空間を配慮した安全領域を検討 高所からの落下に備え、その途中での引っかかりの有無の確認及び地面の衝撃緩和吸収材の使用について検討



## 暫定補修事例一覧

原因	暫定補修
◆基礎露出	・設置面に基礎が露出していると転倒や転落時や、つまずいた際に危険なので、砂等の衝撃吸収材により地際補強
◆吊金具不良	・プランコの吊金具回転軸受け部が摩耗し、フック外れ止めがなかったため吊金具取替
◆腐食、構造不良	・木質類は雨水滯留による表面や内部の腐朽により、欠損や割れにつながりやすいため、木製滑台デッキを金属に交換 ・高所の踊り場における落下防止柵は隙間等の構造によっては落下事故につながるので、落下防止策の隙間を改良
◆腐食	・滑り台の金属側板の両側は腐食により隙間が生じたり、錆、バリ等により危険なので側板取替
・主柱破損	・重要な構造部材の破損は、遊具機能の重大な損害を与えるので主柱取替
・磨耗	・チェーンネットは摩耗し、十分な強度が保証できなかつたためチェーンネット取替

◆実際に発生した事故原因

## 2. 遊具の修繕事例

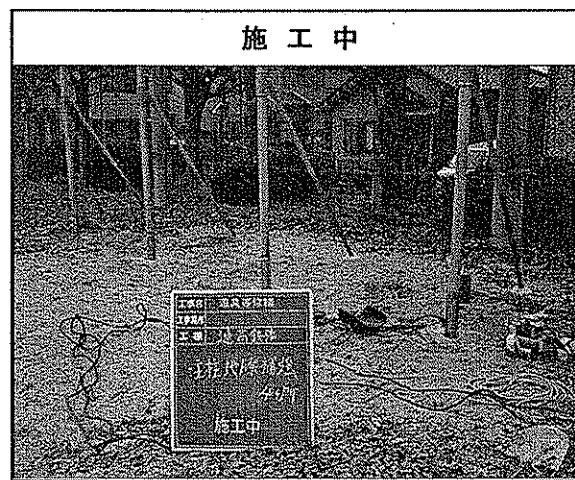
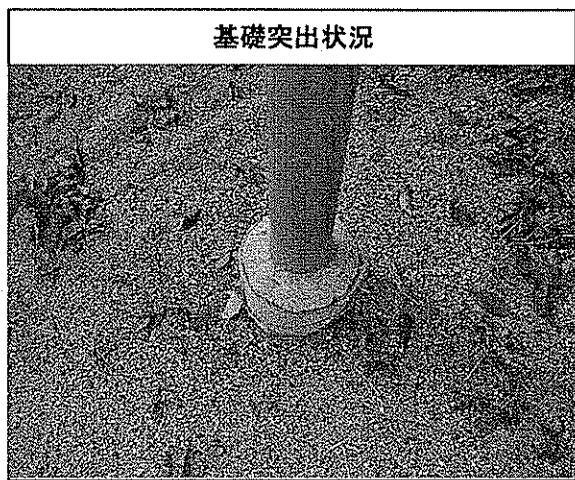
①

遊具名	3連高鉄棒
-----	-------

設置年	平成4年
-----	------

規準への適応度 劣化度について (修繕の理由)	3連高鉄棒基礎突出及び地際補強
-------------------------------	-----------------

修繕に要する 概算費用(円)	60,000
-------------------	--------



(2)

遊具名	4連ブランコ
-----	--------

設置年	昭和62年
-----	-------

規準への適応度 劣化度について (修繕の理由)	4連ブランコ吊金具不良(外れ止め無し)、吊金具取替
-------------------------------	---------------------------

修繕に要する 概算費用(円)	98,000
-------------------	--------

修繕前



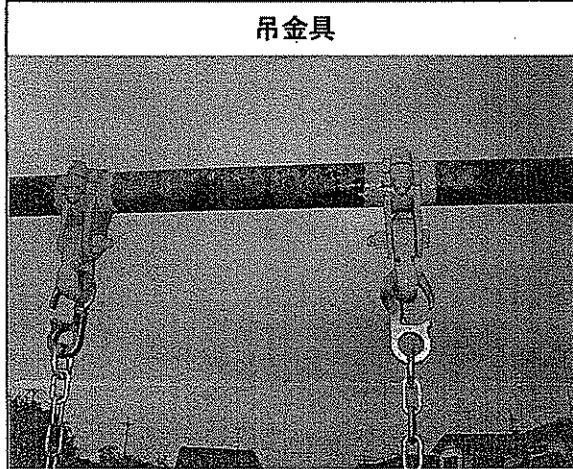
修繕後



吊金具部位



吊金具



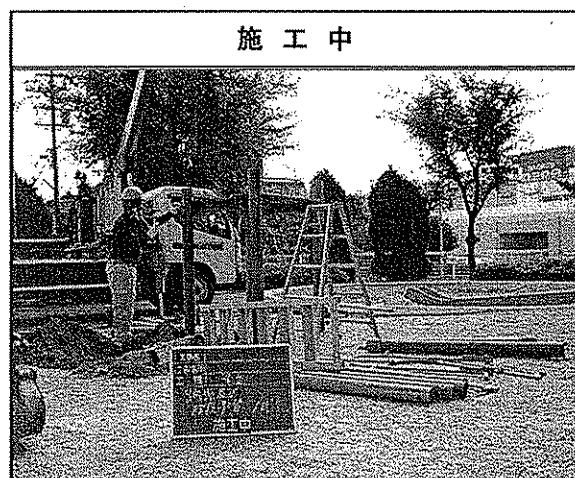
(3)

遊具名	滑台
-----	----

設置年	平成8年
-----	------

規準への適応度 劣化度について (修繕の理由)	木製デッキ滑台デッキ腐食、踊場及び階段取替
-------------------------------	-----------------------

修繕に要する 概算費用(円)	550,000
-------------------	---------



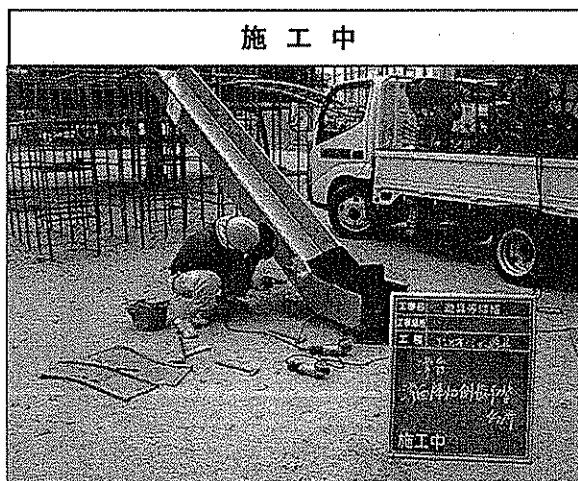
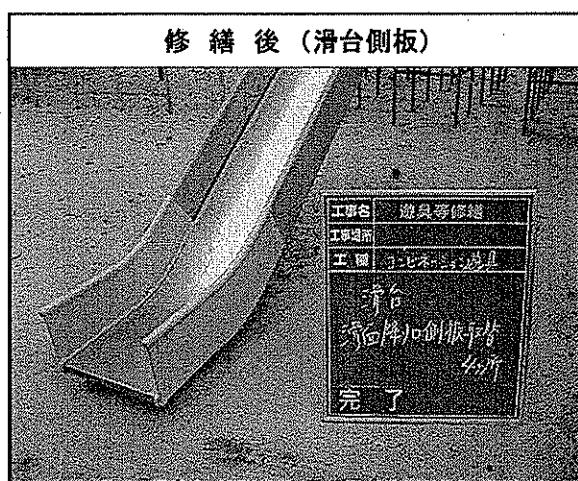
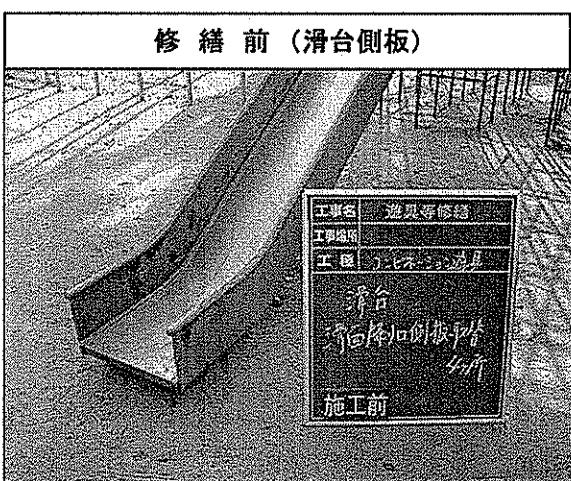
(4)

遊具名	コンビネーション遊具
-----	------------

設置年	昭和62年
-----	-------

規準への適応度 劣化度について (修繕の理由)	コンビネーション遊具滑台側板腐食、部分取替
-------------------------------	-----------------------

修繕に要する 概算費用(円)	100,000
-------------------	---------

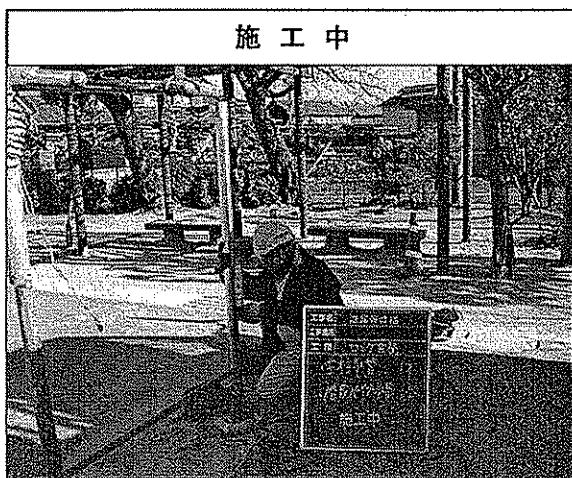
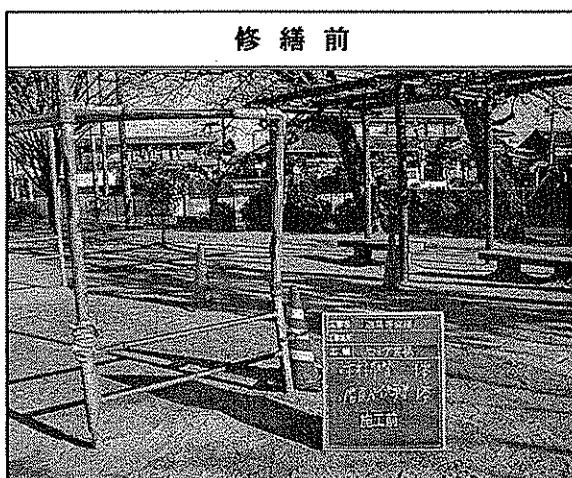


遊具名	雲梯
-----	----

設置年	平成5年
-----	------

規準への適応度 劣化度について (修繕の理由)	主柱破損、主柱取替
-------------------------------	-----------

修繕に要する 概算費用(円)	75,000
-------------------	--------



(6)

遊具名	コンビネーション遊具
-----	------------

設置年	昭和62年
-----	-------

規準への適応度 劣化度について (修繕の理由)	コンビネーション遊具チェーンネット摩耗、チェーンネット取替
-------------------------------	-------------------------------

修繕に要する 概算費用(円)	120,000
-------------------	---------

